

# 熊本県「介護給付適正化プログラム」

平成20年3月

熊本県健康福祉部高齢者支援総室

# 熊本県介護給付適正化プログラム

## 1 目的

介護保険制度の実施主体である市町村と県が共に協力して介護給付の適正化を図り、より適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度の構築に資するものと考えます。

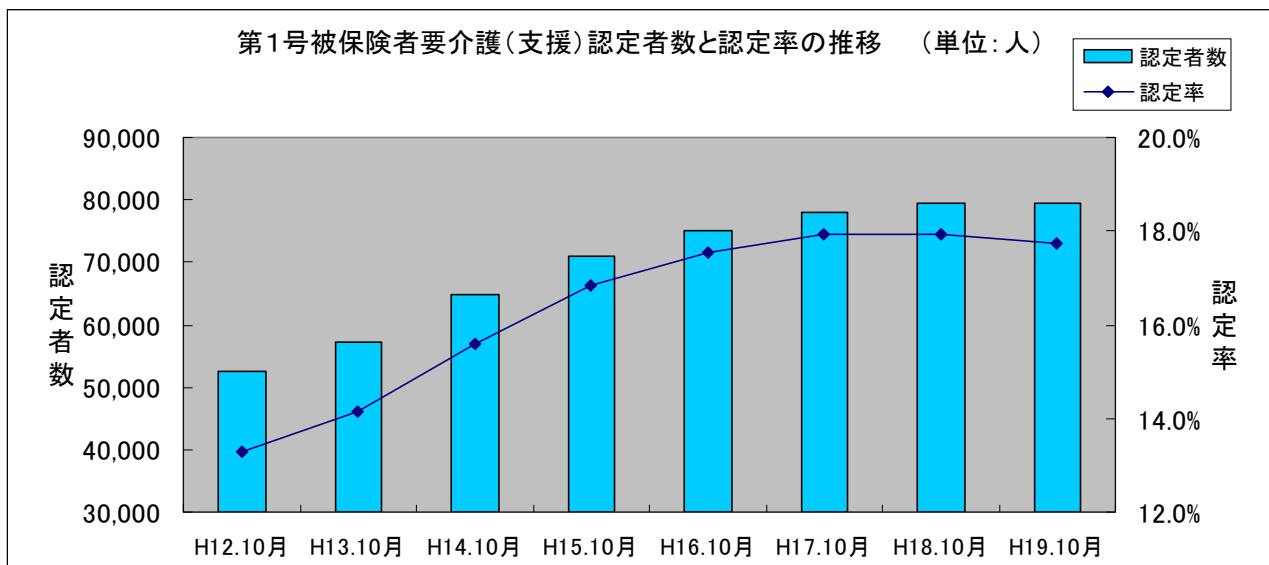
このため、平成20年度から平成22年度までの3年間を適正化の重点期間とし、地域の実情を踏まえながら市町村と県が一体的に取り組み、介護給付適正化を一層推進していくことを目的とします。

## 2 県内の介護保険の状況

### (1) 第1号被保険者数と認定者数及び認定率

県内の平成19年10月末現在の第1号被保険者数は448,745人、第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は79,562人で、第1号被保険者数に占める認定者数の割合（認定率）は17.7%となっています。

認定者数は第1号被保険者数の増加と認定率の上昇により、制度開始から一貫して増加していましたが、平成18年から認定者数の増加は緩やかなものになり、平成19年もその傾向が続いています。認定率についても平成18年から平成19年にかけて若干ですが減少しています。

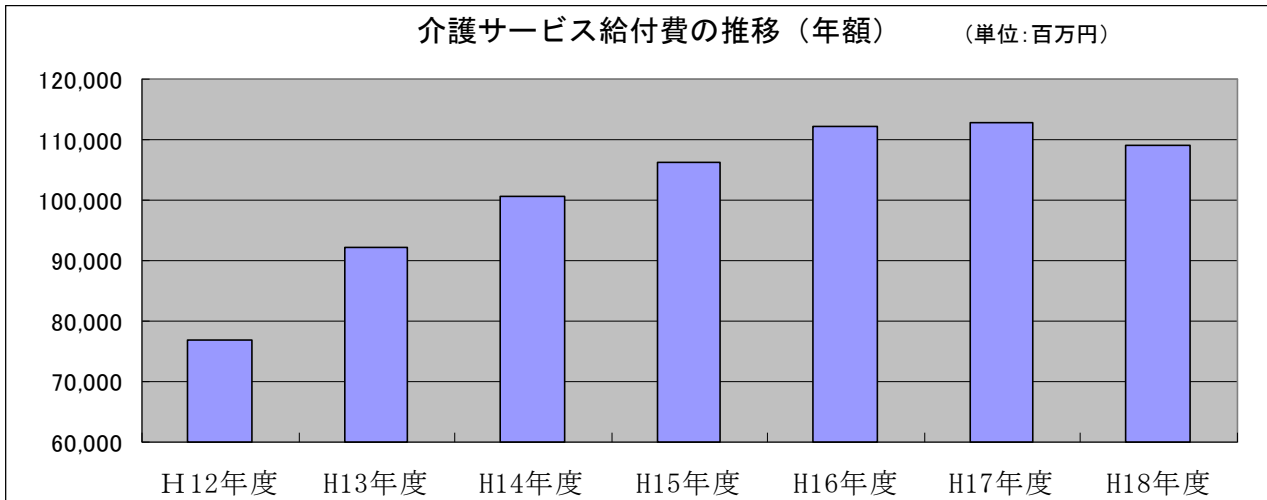


※ 介護保険事業状況報告

## (2) 介護サービス給付費

介護サービス給付費についても認定者数と同じように制度開始から増加していましたが、平成17年10月の施設給付の見直し<sup>注</sup>と平成18年4月からの制度改正により、平成18年度は減少しています。

※ 介護サービスには介護予防サービスを含む。以下同じ。

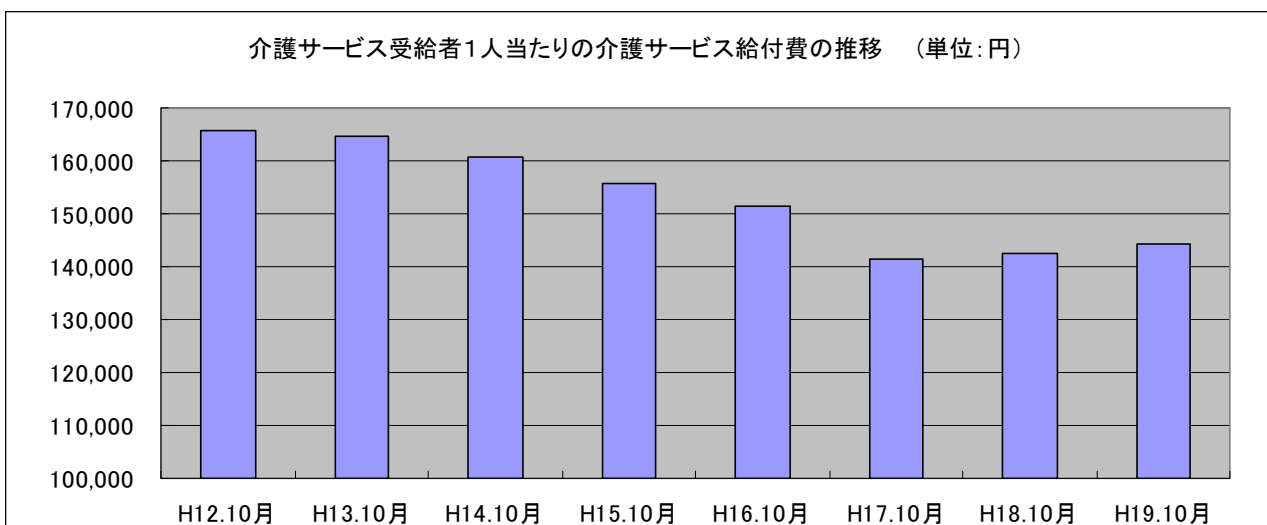


※ 介護保険事業状況報告。高額介護（予防）サービス費は含まない。

注 施設給付の見直し 施設サービス等の食費・居住費の部分が自己負担とされた。

## (3) 介護サービス受給者1人当たりの介護給付費

介護サービス受給者1人当たりの介護給付費の推移を見ると、平成17年に大きく減少した後、増加している状況にあります。



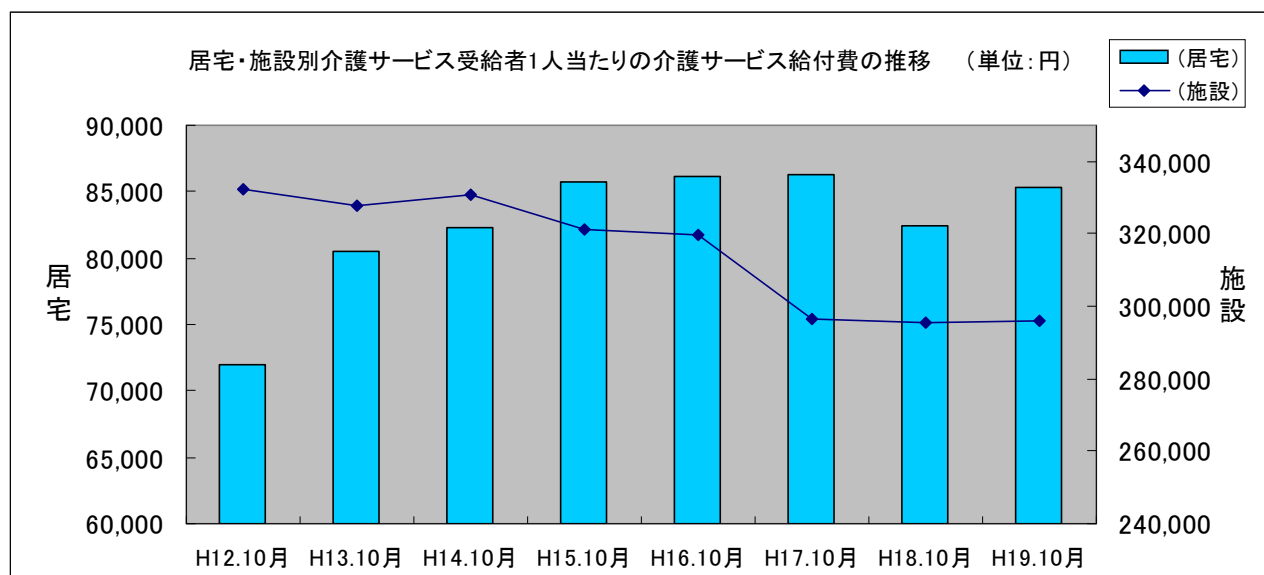
※ 介護保険事業状況報告。高額介護（予防）サービス費は含まない。

さらにサービス別の受給者1人当たりの介護給付費の推移を見ると、施設介護サービスは、施設給付の見直しがあった平成17年10月に大きく減少し、その後もわずかですが減少しています。

これに対して居宅介護サービスは、平成18年4月の制度改正で一度減少しましたが、その後再び増加している状況にあります。

今後も、全体の介護給付費や1人当たりの介護給付費は増加していくことが予想されます。

※ ここで言う施設介護サービスとは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び介護療養型医療施設介護サービスを指し、居宅サービスとはそれ以外の介護サービスを指します。地域密着型サービスはここでは含みません。



※ 介護保険事業状況報告。高額介護（予防）サービス費は含まない。

### 3 介護給付適正化の実施状況

#### (1) 県内市町村の適正化取組状況

ア 適正化重要5項目<sup>注</sup>の取り組みについて、現在すでに10市町村においては全てを実施しています。そのほかの市町村においても何らかの取り組みを行っており、適正化の項目を全く実施していない市町村はありません。

イ 項目ごとの実施状況には差が見られます。要介護認定調査においては多くの市町村で直接職員等が実施しており、委託した場合でも事後点検が行われています。しかしながら縦覧点検においては実施市町村が11と非常に少ない数となっています。

ウ ケアプランチェックについては、実施している市町村間で取り組みの内容が大きく違っており、サービス担当者会議の時点から職員が参加したり、個別にプラン検討会

を開催するなど質の向上を目指して深く取り組む市町村がある一方、チェックだけで終わってしまい、ケアプランの質の向上を目指すところまでに届いていないと思われるところもあります。

エ 財政状況や人員体制に制限が大きいと思われる比較的小規模な町村においては、実施状況が低い傾向が見られます。

県内市町村の実施状況は次のとおりです

(2) 県下市町村の取組実施状況

(介護給付適正化運動調査及びヒアリングによる)

適正化事業	実施市町村 4 8	実施率 100%	備 考
要介護認定の適正化 (1) 認定調査状況のチェック	4 4	92%	市町村職員等の直接実施又は委託先点検。
ケアマネジメント等の適切化			
(2) ケアプランの点検	2 9	60%	
(3) 住宅改修等の点検	3 7	77%	訪問調査実施数。 事前相談実施は48。
サービス供給体制及び介護報酬請求の適正化			
(4) 「医療情報突合」・「縦覧点検」	2 9	60%	いずれかを実施。 縦覧点検は11。
(5) 介護給付費通知	3 3	69%	

注 適正化重要5項目とは「認定調査状況のチェック」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報突合」・「縦覧点検」、「介護給付費通知」のことを言います。

#### 4 問題点

ア 適正化の実施主体である市町村において、財政規模や人員体制など、個別の事情が適正化の実施状況に大きく影響しています。適正化取組の必要性は理解しているものの、現実的に手が回らないという意見も多く、費用対効果に優れた取り組みが必要であると考えられます。

イ 項目によっては、どうやって取り組めば良いか解らないという意見も比較的多くあ

り、また、介護保険制度についての知識を有していないと効果的な実施は難しい点もあるため、市町村職員等の資質の向上が必要であると考えられます。

ウ 実施中の市町村においても、その取り組み内容には差があり、実際に効果があるものとするための検討が必要であると考えられます。

#### ※ 実施する場合の問題点に関する主な意見

(認定調査状況のチェック)

- ・認定調査に関して平成20年度以降、県外分の委託を受けてもらえるか不安がある。

(ケアプランの点検)

- ・ケアプランを見ることができるスタッフがいない。事務職員向けの研修があれば助かる。
- ・利用者の状況が解らないと、難しい点がある。
- ・チェックする者の理解度が高くないと、質の向上を目指すのは難しい。

(住宅改修等の点検)

- ・単価の調整が困難。

(医療情報突合・縦覧点検)

- ・やり方が解らない。国保連データチェックの研修を実施して欲しい。
- ・縦覧点検は(介護制度の)専門的知識を要する。詳しくないと解らない。すぐには実施できない。

(介護給付費通知)

- ・市町村全体の給付状況を併せて通知すれば効果があると思うが、独自に作成するのは困難。
- ・通知は専門用語が多くなり理解されにくい。工夫が必要。

## 5 適正化重要5項目の考え方と市町村が実施する内容

適正化に取り組むにあたっては、「サービス利用者への適切な介護サービスを確保すること」、「不適切な給付を削減すること」の両方を念頭に置いて推進していく必要があり、いずれか一方に偏って行うことは適当ではありません。

また、保険者である市町村だけで適正化を行うのではなく、介護支援計画を作成する「介護支援専門員(ケアマネジャー)」、介護サービスを提供する「サービス事業者」、介護サービスを利用する「サービス利用者」と情報を共有し、協力して適正化に取り組む方がより効果的なものになると考えられます。

どの適正化項目に重点を置くか、3年間の重点期間内にどのように実施していくかはそれぞれ置かれた状況等によって市町村自らが判断し、より効果的なものになるよう取り組んでいく必要があります。

適正化への取り組みによる人件費・事務費などの経費についても、既存の予算内で実施する、あるいは地域支援事業の中の任意事業で実施する、といった検討も必要です。

### (1) 認定調査状況のチェック等

認定調査は介護サービスを必要とする被保険者を認定するために、全国統一の基準で行われなければなりません。そのため認定調査員への研修や情報の共有、委託調査に対する事後点検などにより平準化を行う必要があります。

また、平成20年度からは新規の要介護認定調査について民間事業所等への委託ができなくなるため、市町村直営で行う必要があります。

#### ア 新規の要介護認定調査の直営化

平成20年度からの経過措置期間終了に伴い、新規認定調査を市町村職員等（指定市町村事務受託法人含む）により直接実施する。

#### イ 委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検

民間事業者等に委託している認定調査（変更・更新認定調査）の結果に対して市町村職員による点検を実施する。

#### ウ 認定調査の平準化

認定調査の平準化を図るため、認定調査員に対し研修や情報の共有を行う。

#### エ その他

介護認定審査会における軽重度変更率等を把握して分析し、適正化の検討を行う。

### (2) ケアプランの点検

ケアプランの点検は、真に必要とするサービスを提供するための基本となるもので、重要5項目の中でも特に重要なものと考えます。

ケアプランの点検を行うためにはサービス利用予定者の状態を把握すること、介護保険制度に対しての知識や経験が求められることなどから、適正化の担当者だけでなく市町村の保健師や地域包括支援センターの主任介護支援専門員のほか、外部に依頼するなど必要に応じて支援を仰ぎながら点検を行う必要があります。

#### ア 適切なケアプランの推進

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を実施する。

#### イ 研修会等の開催

介護支援専門員に対する情報交換会、研修会等を計画的に開催する。

### (3) 住宅改修等の点検

事前相談を利用してサービス利用者の必要とする改修となるように、適切な助言・指導を行います。改修後は計画どおりの効果が上がっているかの事後確認も必要です。

#### ア 住宅改修の点検

住宅改修の事前相談時の適切な対応や、事後確認の推進を図る。

#### イ 事前訪問調査

事前訪問調査については、市町村の判断により必要に応じて行う

#### (4) 「医療情報突合」・「縦覧点検」

医療情報との突合や縦覧点検は、実施による適正化の効果が数字として目に見えやすい形で現れる取り組みと考えられます。国保連の適正化システムを利用するなど、一括したデータでのチェックを行うことで不適切な請求を排除していくことが必要です。

また、不適切と思われる請求があった場合には、事後の指導等に活用するため、情報を管理しておく必要があります。

##### ア 国保連介護給付適正化システムの活用

給付実績を活用した情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施する。

##### イ 苦情・通報情報の適切な把握と分析

市町村又は国保連合会に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握と分析を行い、効率的な事業所指導を実施する。

##### ウ 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において、返戻及び減算等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導を実施する。

#### (5) 介護給付費通知

介護給付費通知を行うことは、架空請求や過剰請求の防止だけでなく、サービス利用者やその家族の介護保険に対する意識改革を促す効果があると考えます。

単にサービス利用状況を記載した通知を送るだけでは効果が出にくいと考えられることから、通知を理解しやすく見やすいものとしたり、サービス利用から通知までの期間をあまり空けないようにするなど、工夫が必要となります。

また、サービス事業者等に対しても、取り組みを周知することは効果があると考えます。

##### ア 介護給付費通知の送付及びそれにより受給者から提供された情報の活用

介護給付費通知により受給者から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、市町村自ら又は必要に応じて県と合同で監査を実施する。

##### イ 介護給付費通知の対象者・回数等

介護給付費通知を行うにあたっては、対象者や通知回数など、各市町村の実情に合わせて実施する。



## 6 適正化事業の実施目標

適正化の重要5項目について、次のとおり平成22年度までに県内全ての市町村において実施していることを目標とします。

また、すでに実施している市町村においては、その内容の拡充を図るように努めるものとします。

なお、適正化の実施予定及び実施状況の調査を行い、未実施の市町村に対して取り組みを促すための働きかけを行います。

### 実施目標値

適正化事業	現在 100%	20年度 100%	21年度 100%	22年度 100%
要介護認定の適正化 (1) 認定調査状況のチェック	92%	95%	100%	100%
ケアマネジメント等の適切化				
(2) ケアプランの点検	60%	70%	85%	100%
(3) 住宅改修等の点検	77%	85%	95%	100%
サービス供給体制及び介護報酬請求の適正化				
(4) 「医療情報突合」・「縦覧点検」	60%	80%	90%	100%
(5) 介護給付費通知	69%	69%	85%	100%

## 7 市町村の実施する適正化事業のための支援と県が行う適正化事業

### (1) 市町村が実施する適正化の取り組みのための支援並びに協力

#### ア 市町村に対する情報提供等

市町村に対して効果的な適正化取組事例その他の情報を提供する他、圏域又は市町村ごとの介護サービスの一元的なデータを提供するなど支援を実施する。

#### イ 研修事業の実施

適正化の取り組みに必要な知識の習得等を目的とした研修を実施する。また、要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした研修を圏域ごとに実施する。

#### ウ 国保連との連携

効果的な事業の推進を図るため国保連と連携を図り情報の共有を進めるとともに、比較的小規模な市町村に対する支援方策についても検討する。

(2) 県による適正化事業の実施

指導・監査体制の充実、介護サービス事業者に対する指導・監査の実施及び介護サービス事業者に対する制度等の説明など県で行うべき適正化の事業については、別途策定する計画により行う。